



電気代高騰相当額支援補助金



社会福祉施設や私立学校等が、物価高騰下においても安定的にサービスが提供できるよう、電気代高騰相当額を支援します。

申請期間:令和4年11月22日(火) ~ 令和5年1月31日(火)必着

県HPにて、随時情報を更新中。「大分県 電気代高騰」で検索されるか、右上二次元バーコードを活用ください。

💡 補助額の計算

$$\text{令和3年度1年間の電気代実績} \times 18.6\% \times 1/2$$

(例) 令和3年度1年間(令和3年4月～令和4年3月)の電気代が、500万円の施設の場合
 $500\text{万円} \times 18.6\% \times 1/2 = \text{補助額 } 46\text{万}5\text{千円}$

💡 対象施設

幼児・保育	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業者、私立幼稚園(施設型給付)、私立幼稚園(私学助成)、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、病児保育施設、放課後児童クラブ
高齢	高齢者福祉施設 ただし、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、福祉用具販売を除く
障がい	障害福祉サービス施設・事業所等
私立学校	私立小学校、私立中学校、私立高校 専修学校(休校等除く) 各種学校(指定施設(准看、調理、製菓)、学校法人等)
その他	子ども食堂、救護施設、授産施設

※病院、診療所、薬局、施術所(鍼灸マッサージ、柔道整復)、訪問看護ステーションについては、別途ご案内します。
※「幼児・保育、高齢、障がい」関係の施設は、所在の市町村によって、補助対象外となる場合があります。
詳しくは県のHPにてご案内します。

💡 申請方法

電子申請にてお手続きください(11/22~1/31)

①



②



- ①令和3年4月～令和4年3月分の電気料金が分かる領収書や明細等の写真を撮影してください。
- ②県のホームページから電子申請ページにアクセスし、必要事項を入力の上、①の画像データを添付してください。

※都合により電子申請が難しい場合は、コールセンターまでご連絡ください。

～制度や申請に関するお問合せ先～

☎コールセンター 050-6875-0352

受付時間 8:30~17:30 ※土、日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は除きます